



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1444	生活保護法による指定施術機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
1445	生活保護法による施術機関の指定	(").....	2
1446	"	(").....	2
1447	生活保護法による医療機関の指定	(").....	2
1448	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	2
1449	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	(").....	3
1450	"	(").....	3
1451	大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	3
1452	紀の川左岸土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	4
1453	木材業者等の登録	(林業振興課).....	4
1454	保安林予定森林	(森林整備課).....	4
1455	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	4
1456	"	(").....	5
1457	"	(").....	5
1458	"	(").....	6
1459	和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札に参加しようとする県外に主たる事務所を有する建設業者並びに測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格等	(技術調査課).....	6
1460	土地収用法に基づく手続の開始	(用地対策課).....	10
1461	道路の区域変更	(道路保全課).....	10
1462	道路の供用廃止	(").....	11
1463	道路の区域変更	(").....	11
1464	道路の供用開始	(").....	11
1465	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	12

○ 人事委員会告示

9	平成24年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施	13
---	---	-------	----

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	17
	"	(").....	17
	"	(").....	17
	"	(").....	17

○ 正誤

	平成24年12月4日付け和歌山県報第2411号和歌山県告示第1408号中	18
--	--------------------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第1444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新柔 9-17	新谷浩一	新谷整骨院	新宮市仲之町2-3-2	平成 24. 3. 30

和歌山県告示第1445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新柔 12-24	新谷浩一	新谷整骨院	新宮市浮島2-30	平成 24. 6. 1

和歌山県告示第1446号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋柔 24-24	牧野好秀	牧野接骨院	橋本市城山台2-15-8	平成 24. 11. 9

和歌山県告示第1447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御薬 26-24	阪神調剤薬局和歌山御坊店	御坊市菌96-9	平成 24. 12. 1

和歌山県告示第1448号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
そうごう薬局紀の川店	紀の川市北勢田228-3	牛尾真奈美	平成 24.12.1

和歌山県告示第1449号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所 支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3050100 068	和歌山県立若竹園	和歌山市毛見字 馬瀬1451-1	医療型児童発 達支援	社会福祉法人琴 の浦リハビリテ ーションセンタ ー	和歌山市毛見字 馬瀬1451-2	平成 24.12.1	平成 30.11.30

和歌山県告示第1450号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所 支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3051500 027	ひまわり園	紀の川市桃山町 調月58-3	児童発達支援	社会福祉法人桃 郷	紀の川市桃山町 調月58-3	平成 24.12.1	平成 30.11.30

和歌山県告示第1451号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新宮ショッピングセンター

和歌山県新宮市橋本2丁目3971-1 外11

2 意見の概要

騒音対策についてご留意下さい。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課(新宮市緑ヶ丘2丁目4-8)

新宮市商工観光課(新宮市春日1番1号)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成24年12月14日から平成25年1月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1452号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、紀の川左岸土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員(平成24年11月18日退任)

職名 氏名 住所

理事 尾原和昭 和歌山市新庄131番地の2

和歌山県告示第1453号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の名称及び所在地
2002			平成24.11.27	伊都郡高野町上筒香21	有限会社久保コーポレーション 代表取締役 久保博志	木材	伊都郡高野町上筒香21

和歌山県告示第1454号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市鮎川字鉛山3309の1(次の図に示す部分に限る。)、3309の12

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1455号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1456号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1457号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1458号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1459号

平成25年5月1日から平成27年4月30日までの期間、和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする県外に主たる営業所を有する建設業者並びに測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等を次のように定める。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 工事種別及び業種区分
 - (1) 建設工事
建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するもの
 - (2) 建設工事に係る委託業務
測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務
- 2 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項
 - (1) 資格
競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかに該当する者でないこととする。ただし、測量及び設計コンサルタント等業務業者のうち和歌山県外に主たる営業所を有する者は、次のトからヌまでに掲げる要件のいずれかを満たした場合のみ当該業務に申請できることとし、その他の業務については申請できないこととする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4第1項の規定に該当する者

- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に規定する事実該当した後、2年を経過しない者
- ウ 和歌山県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者
- エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされている者で、これらの開始が決定されていないもの
- カ 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- キ 建設工事に係る委託業務を希望する者で、申請者、申請者の役員及び契約営業所代表者及び法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員）において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係があると認められるもの
- ク 建設工事を希望する者で、申請者、申請者の役員、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人及び法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員）において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係があると認められるもの
- ケ 建設工事を希望する者で、和歌山県と契約しようとする営業所が申請する業種の建設業許可を受けていないもの
- コ 建設工事を希望する者で、申請時点で有効な経営事項審査を申請していないもの
- サ 建設工事を希望する者で、審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の申請業種に係る平均完成工事高が250万円以下のもの
- シ 建設工事を希望する者で、主たる営業所（本社・本店）又は和歌山県内で建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合はその営業所が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わないもの
- ス 建設工事に係る委託業務を希望する者で、主たる営業所（本社・本店）が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わないもの
- セ 測量業務を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定による登録を受けていないもの
- ソ 建築工事の設計、監理業務を希望する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による登録を受けていないもの
- タ 申請者又はその役員が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、刑が確定した者
- チ 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者
- ツ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者
- テ チ又はツのいずれかに該当した後、審査基準日時時点で1年を経過しない者
- ト 土木関係建設コンサルタント業務を希望する者は、会社全体の技術士数が5名以上在籍していること。
- ナ 建築関係建設コンサルタント業務を希望する者は、会社全体の一級建築士数が20名以上在籍していること。
- ニ 補償関係コンサルタント業務を希望する者は、会社全体の補償業務管理者及び補償業務管理士（同一人物が重複して申請することは認めない。）が合わせて5名以上在籍していること。
- ヌ 測量業務（航空測量）を希望する者は、測量法第55条の2第1項第5号の規定により、航空測量（空中写真撮影及び空中写真図化）を主として請け負う測量の種類としている者であり、会社全体の測

量士数が10名以上在籍していること。

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 建設工事

(ア) 客観的事項

法第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）

(イ) 和歌山県独自事項

イ 建設工事に係る委託業務

(ア) 申請日の直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）の直前1年の希望する業務区分ごとの実績高

(イ) 審査基準日における自己資本額

(ウ) 審査基準日における有資格者の数

(エ) 審査基準日までの営業年数

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期、方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

提出時期は平成25年1月15日から同年2月1日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く。）までの間の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とし、提出場所は、平成25年1月15日は和歌山県自治会館306会議室、同月16日から同月18日は同館305会議室、同月21日から同月25日は同館307会議室、同月28日から同年2月1日までは同館306会議室とする。

(2) 申請書類

ア 建設工事

(ア) 入札参加資格審査申請書（県外建設工事業者）

(イ) 地方基準点数一覧表

(ウ) 和歌山県内営業所情報一覧表

(エ) 契約先営業所情報一覧表

(オ) 法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し

(カ) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条に規定する別記様式第1号の別表の写し

(キ) 総合評定値通知書の写し

(ク) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）

(ケ) 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税すべてに未納がないことを証する書面で、証明日が平成24年12月1日以降のもの。ただし、和歌山県内に営業所のある者を対象とする。）

(コ) 主たる営業所（本社・本店）及び和歌山県内に建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合は、その営業所の外観及び営業所内部の写真

(サ) ISO9000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(シ) ISO14000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(ス) 和歌山県内に工場を設置している者は、外観（看板）及び製造現場の写真（工場の案内などパンフレットでも代用可能）並びに工場に勤務する常勤社員のうち21名分の次のaからcまでのいずれかの書面の写し

a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）

- b 健康保険被保険者証（所属先がわかるもの）
- c 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
- (セ) 委任状（代理人を置く場合）
- (ソ) 受付票（県外建設工事）
- イ 建設工事に係る委託業務
 - (ア) 入札参加資格審査申請書（測量及び設計コンサルタント等業務業者）
 - (イ) 契約先営業所情報一覧表
 - (ウ) 入札希望等一覧表
 - (エ) 技術資格者一覧表
 - (オ) 代表者・役員調書
 - (カ) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）
 - (キ) 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税すべてに未納がないことを証する書面で、証明日が平成24年12月1日以降のもの。ただし、主たる営業所が和歌山県内にある者及び主たる営業所が和歌山県外にある者のうち和歌山県内に営業所のあるものを対象とする。）
 - (ク) 直近1年の事業年度における財務諸表
 - (ケ) 商業登記全部事項証明書の写し（申請者が法人の場合）
 - (コ) 営業に関し法律上必要な登録証明書の写し
 - (サ) 現況報告書の副本の写し
 - (シ) 主たる営業所（本社・本店）が和歌山県内にある者は、（エ）に記載する職員について、次のaからdまでのいずれかの書面の写し
 - a 健康保険被保険者証（所属先が分かるもの）又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）
 - b 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
 - c 社会保険に加入していない者は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等
 - d 雇用保険に加入できない場合は、賃金台帳又は源泉徴収簿
 - (ス) 主たる営業所（本社・本店）が和歌山県外にある者は、（エ）に記載する職員について、次のa又はbのいずれかの書面の写し
 - a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）
 - b 厚生年金に加入できない者については、健康保険被保険者証（所属先が分かるもの）又は住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
 - (セ) （エ）に記載している資格を有することを証明する書面の写し
 - (ソ) 測量業者登録申請書及び別表の写し（航空測量（測量業務）を希望する県外に主たる営業所（本社・本店）を有する者を対象とする。）
 - (タ) 主たる営業所（本社・本店）の外観の写真（看板の確認ができるもの）及び内部（机、椅子及び帳簿など）の写真
 - (チ) 委任状（代理人を置く場合）
 - (ツ) 受付票（測量・コンサル）
 - (テ) 企業グループ業態調書（資本的及び人的関係を有する他の者と別途定める企業グループを構成し、かつ当該他の者とともに本申請を行う場合）
- (3) 申請書類等の作成に用いる言語等
 - ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
 - イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年

大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出方法

上記提出時期に持参、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課宛に申請書類及び返信用封筒（返信先住所及び氏名を記入し、切手を貼ったもの）を書留郵便で郵送（平成25年2月1日までの消印のあるものを有効とする。）、又は和歌山県ホームページの「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること（平成25年2月1日午後4時までに受信したものを有効とする。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。）。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、1部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における一般競争入札実施要綱（平成8年4月1日施行）第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間等

資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期の競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認定時までとする。

なお、更新の手続については、後日公示する。

和歌山県告示第1460号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第34条の規定による申立てがあったので、法第34条の3の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 起業者の名称 和歌山県

2 事業の種類 県道上富田すさみ線改築工事（和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字石行地内から同町江住字カンジャ地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

3 手続が開始される土地

(1) 収用の手続が開始される土地

和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字石行、字丸嶋及び字カンジャ地内

(2) 使用の手続が開始される土地

和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字石行、字丸嶋及び字カンジャ地内

4 法第34条の4の規定による図面の縦覧場所

すさみ町役場

和歌山県告示第1461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 野上清水線

		敷地の	
--	--	-----	--

区 間	新旧の別	幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町中田字田中449番1地先から同町中田字恩地578番10地先まで	旧	3.62 } 9.25	111.00	
同上	旧	6.25 } 24.35	81.00	
同上	新	6.25 } 24.35	81.00	

和歌山県告示第1462号

次のように道路の供用を廃止するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 野上清水線

供用廃止の区間 海草郡紀美野町中田字田中449番1地先から同町中田字恩地578番10地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用廃止の期日 平成24年12月14日

和歌山県告示第1463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 垣内貴志川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市貴志川町岸小野字川端468番1地先から同市貴志川町岸小野字川端467番2地先まで	旧	9.68 } 38.44	85.30	
同上	新	14.24 } 41.84	85.30	

和歌山県告示第1464号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 垣内貴志川線

供用開始の区間 紀の川市貴志川町岸小野字川端468番1地先から同市貴志川町岸小野字川端467番2地先まで

供用開始の期日 平成24年12月14日

和歌山県告示第1465号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 阿尾2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、標柱4号と標柱5号を結ぶ線は県道御坊由良線との官民境界線、標柱5号から標柱1号を結ぶ線は里道との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	日高町	阿尾	尾崎	532番	
2号	〃	〃	〃	〃	532番	
3号	〃	〃	〃	後田	444番	
4号	〃	〃	〃	尾崎	540番3	
5号	〃	〃	〃	〃	593番1	

2 加太（仲の町）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱8号から標柱12号までを順次結んだ線、標柱12号と標柱1号を結んだ線、標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域を昭和56年9月12日和歌山県告示第795号で指定した加太（仲の町）急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	和歌山市		加太	出口	1197番	既設
8号	〃		〃	八幡	2492番	既設
9号	〃		〃	〃	2489番	
10号	〃		〃	〃	2491番	
11号	〃		〃	〃	2495番	
12号	〃		〃	出口	1199番1	

3 川湯地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱7号から標柱10号までを順次結んだ線、標柱7号と標柱13号を結んだ線、

標柱13号と標柱10号を結んだ線に囲まれた区域、及び標柱11号と標柱12号を結んだ線、標柱11号と標柱14号を結んだ線、標柱14号と標柱15号を結んだ線、標柱12号と標柱15号を結んだ線に囲まれた区域を平成8年4月5日和歌山県告示第388号で指定した川湯地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、標柱12号と標柱15号を結ぶ線は県道静川請川線との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
7号	田辺市		本宮町川湯	川湯	1417番1	既設
8号	〃		〃	〃	1417番1	既設
9号	〃		〃	〃	1445番	既設
10号	〃		〃	〃	1444番	既設
11号	〃		〃	〃	1465番	既設
12号	〃		〃	〃	1454番1	既設
13号	〃		〃	〃	1444番	
14号	〃		〃	〃	1465番	
15号	〃		〃	〃	1457番2	

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第9号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）及び同法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を、Ⅲ種相当試験として、次の要綱により実施する。

平成24年12月14日

和歌山県人事委員会事務局長 鈴木 敏彦

平成24年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験（Ⅲ種相当）要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

< 育休任期付職員採用試験 >

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務・和歌山	11人程度	知事部局における総務関係等の業務又は教育委員会事務局における総務関係等の業務
一般事務・紀北	2人程度	総務関係等の業務
一般事務・紀中	3人程度	総務関係等の業務

< 任期付短時間勤務職員採用試験 >

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務・和歌山	2人程度	海草振興局健康福祉部（海南市）における総務関係等の業務又は県議会事務局（和歌山市）における総務関係等の業務
一般事務・紀北	1人程度	那賀振興局健康福祉部（岩出市）における総務関係等の業務

一般事務・西牟婁	1人程度	紀南県税事務所（田辺市）における総務関係等の業務
----------	------	--------------------------

＜育休任期付職員採用試験＞の表の試験区分のうち「和歌山」、「紀北」及び「紀中」の勤務地は、次の表のとおりとする。

勤務地区分表

区 分	勤 務 地 の 範 囲
和 歌 山	和歌山市、海南市、海草郡
紀 北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
紀 中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡

採用予定人員、主な職務内容及び勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の方法及び内容

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (30題) ＜出題分野＞ 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第1次試験	平成25年1月26日（土） 午後1時	和歌山市	平成25年2月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成25年2月中旬	和歌山市	平成25年2月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

各振興局地域振興部総務県民課

海草振興局建設部海南工事事務所

東牟婁振興局申本建設部総務管理課

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局へ請求すること。

また、和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員受験申込み」又は「任期付短時間勤務職員受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成25年1月4日（金）から受付を開始し、同月15日（火）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成25年1月4日（金）午前10時から同月11日（金）午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、メールを送付するので、電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

なお、受験票の発行は、受付期間終了後に行うので、再度電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

その後指示に従い受験票及び写真票を書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。

採用は、おおむね平成25年3月から開始される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある。（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）

(2) 任用期間及び勤務時間は以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日勤務を含む。）等をする場合がある。

＜育休任期付職員＞

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間 午前9時から午後5時45分まで

○休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）、年末、年始

＜任期付短時間勤務職員＞

○任期 おおむね1年以内

なお、育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で任用期間を延長する場合がある。

○勤務時間

試験区分	勤務時間	休日
一般事務・和歌山	(A) 午後1時55分から午後5時45分までの週19時間10分	土曜日、日曜日、休日、 年末、年始
	(B) 午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	
一般事務・紀北	午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	土曜日、日曜日、休日、 年末、年始
一般事務・西牟婁	午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	土曜日、日曜日、休日、 年末、年始

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

試験区分	初任給	適用給料表
育休任期付職員	144,500円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 (一般事務・和歌山(A))	71,473円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表
任期付短時間勤務職員 (一般事務・和歌山(B)) (一般事務・紀北) (一般事務・西牟婁)	52,827円	

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の定めに従い、育休任期付職員については扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給され、任期付短時間勤務職員については通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1月間（土曜日、日曜日及び休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の得点及び順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画生産緑地地区の変更
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路（3・4・6号南港山東線）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画公園（7・5・2号秋葉山公園）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画と畜場（和歌山市立食肉処理場）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

正 誤

正 誤

平成24年12月4日付け和歌山県報第2411号和歌山県告示第1408号中

ページ	行目	誤	正
4	上から10	(1) 立木の伐採の方法 変更しない	(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。